

企業の皆様へ

ワーク ライフ バランス 仕事と生活の調和を目指して

あなたの会社に、
ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント
(社会保険労務士)を派遣します。

ワーク・ライフ・バランスに取り組んで
人材確保につなげたい！

各種助成制度
を知りたい！

NEW

テレワークを
導入したい！

愛知県ファミリー・
フレンドリー企業に
登録したい！

就業規則を
見直したい！

企業内研修の
講師をしてほしい！

無料

1企業3回まで

ワーク・ライフ・バランスとは、働く人の「仕事」と、家事・育児・介護・地域生活・ボランティア活動など様々な「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実した状態のこと。
「ワーク」も「ライフ」も充実した働き方、生き方が実現できたら、
人は、もっといきいきと働き続けられます！

そして、働く人が元気であることは、企業にとって、生産性の向上や持続的発展の原動力になります。

ワーク・ライフ・バランスの取組は、優秀な人材の確保、従業員の満足度や仕事への意欲向上など、
企業活動に大きなメリットがあります。
企業価値を高める経営戦略として取組を進めましょう！

仕事も生活も充実させる、ワーク・ライフ・バランス。あなたの会社はどうですか。



派遣要項

◆派遣対象

次の①～③のいずれかに該当する事業所

- ①常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主で、県内に事業所を有するもの
- ②構成員の概ね3分の2以上が中小事業主である県内の事業主団体等
- ③愛知県ファミリー・フレンドリー企業

◆コンサルタント業務の内容

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出の指導
- ②愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度への登録の指導
- ③就業規則等の作成、整備の支援
- ④国、関係団体等の各種助成制度の紹介、手続等の指導
- ⑤ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に係る指導、助言、企業内研修等の支援、テレワークに関する相談
- ⑥その他ワーク・ライフ・バランスの普及に係る指導、助言等

◆費用

無料です。（コンサルタントの派遣に係る費用は県が負担します。）

◆回数

3回までご利用いただけます。

◆申込方法

「ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント派遣申込書（様式第2号）」に、必要事項をご記入の上、下記申込先にFAXで送付してください。

日程調整の上、お伺いさせていただきます。

◆ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント派遣申込書（様式第2号）

申込書は、Webサイト「ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント派遣申込書」を検索していただき、ダウンロードしてご利用ください。（PDF版／Word版）

愛知県ファミリー・フレンドリー企業サイト内

https://famifure.pref.aichi.jp/company/ff_entry/merit.html

※お電話いただければ申込用紙をFAXでお送りします。

愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

◆申込先・問合せ先

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4

電話 0532-54-2582（ダイヤルイン）

FAX 0532-54-7239



◆愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度

◇ファミリー・フレンドリー企業とは？

従業員が、仕事と育児・介護・地域活動などと両立できるよう積極的に取り組む企業のことをいいます。取組を進めることにより、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着や従業員の意欲向上などにつながります。

◇登録すると、どんなメリットがあるのですか？

- ・企業のイメージアップにつながります。
- ・特に優れた取組を実施している企業を愛知県知事が表彰します。
- ・愛知県中小企業融資制度の利用、協賛金融機関による優遇があります。
- ・愛知県が発注する建設工事における入札参加資格審査の成績評価を受けることができます。

◇登録できる企業は？

愛知県内に本社や主たる事業所を置く企業（財団、社団法人等を含みます）です。

◇登録資格はありますか？

従業員のワーク・ライフ・バランスの推進のために取組む企業で、次の要件を満たすことが必要です。

- ・次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出ていること。
- ・育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等を整備していること。